我孫子町報

発行所

千葉県我孫子町
我孫子2061

我孫子町役場

電話我孫子 42番 142番 242番

編集及発行責任者　今井啓三

町長施政方針

健全財政の確立を期し
経常費等の節約

8328万5千円　昭和32年予算

先ず昭和三十二年度予算審議に際し予算編成の趣意方針並にその大綱について御説明申上げます。

既に御承知の如く昭和三十一年度事業執行は、才入の上から所謂不可能を可能とするが如き予算であった為に、各位の御理解と御協力を煩わし三ヶ年町村合併の趣旨を体して所謂実行計画の執行を計ったのであります。

幸いにその事業は着々として実現し、その一部を残しては殆んど完了を視つゝあるのであります。

随ってこれがために本町の収支の実状は、必ずしも楽観を許さない状況にありますので、これに鑑みまして本年度に於いては、先ず町財政の再確認を基調として編成することを根本理念とし健全財政を以って進むべきであることを絶対と信ずるものであります。

然かもさきに各位の御了承を得て庁舎の改築や才一小の便所改築も合せ行いましたのでありますが、之れは本年度の事業の一部が既に執行せられていることを含めて歳出事業面の縮少も当然考えられるべき筈であります。

第三小増築
町営住宅三十戸分

そこで、以上の諸点を参考とし本年度予算の説明に入りたいと存じます。

才入才出総額八千三百二十八万五千円昨年度予算に比し三百三十九万四千円の減額となり起債並地方交付税を財源の一部と看做すならば、その合計は概算一千万円ともなる減収となるのであります。

即ち前述の如く健全財政を基礎とする立前をとつて、この一千万円の減収を忍びまする以上当然事業費縮少の止むなきに至るのであります。

先づ説明の順序として才出から申上げます。

議会費百九十九万四千円でありますが、本年度は退職慰労金がありませんので隣接町村の経費も比較検討し可成妥当に参酌し報酬額に於て若干の増額を考え、又備品整備費を若干計上し総額に於いては昨年度より尚十万円の減額となって居るのであります。

役場費二千七百八十六万七千円は、昨年度に比し三百四万六千円の増額となつて居りますが、増額の主なるものは役場庁舎増改築費に二百六十七万円及び乗用車、カナタイプ、コピア等備品購入費百五万円が主なる支出でありますが、之れは何れも能率増進を企図するもので止むを得ないかと存じます。他は何れも経常的人件費であります。

消防費三百四十八万円で主なる支出は備品費百万八千円工事請負費八十万二千円更に水防倉庫の建設費に十六万五千円合計百九十七万五千円で、全体的には昨年度より九十三万二千円の減額となって居ります。

土木費は五百九十四万九千円で内都市計画費百六十二万円を以って本年度より、逐次都市計画事業を本町の形態に伴って推進して行きたいと存ずるものであります。残額は所謂道路橋梁の維持管理の経費であります。

教育費は千四百二十四万五千円で殆んど経常経費に属し、僅かに才三小に於いて百五十七万円を才一小に於いて四十五万円を工事請負費として計上したのが主なるもので他は殆んど学校経営の経常経費であります。

社会労働費千五百七十万二千円の内主なるものは、公営住宅費九百七十七万二千円失対事業費二百五十一万九千円で残額三百四十一万一千円が経常的に必要とする額であります。

保健衛生費二百十三万三千円は主として伝染病の予防費、予防接種費等、経常的に年間必要とする経費であります。

産業経済費四百四十一万四千円で昨年度と大同小異であります。

財産費は昨年度と同様であり、統計費、選挙費、公債費等は何れも所定の経常的なものであり別に申上る点はないと存じます。

諸支出金三百十三万二千円の内才八項に於いて鉄道敷設並電化促進費に三十万円を計上し、新駅の設置を企画した他は申上る点も無かろうかと存じます。

予備費八十一万二千円を計上し以上歳出総額八千三百二十八万五千円でありますが、当初申上げましたように本年度は事業的には継続的のものとして公営住宅役場庁舎の増改築、失対事業等を主たるものとしその他取り分け華々しさは無いのであります。

歳出に充当する財源であるところの歳入について申上げます。

将來への飛躍発展を期して健全財政を確立

町税六千百七十九万六千円で特に町民税、固定資産税は平均現年度に於いて調定の九二%滞納徴収は四五%を見込み財政の健全化を計つたのであります。

地方交付税は昨年度に比し若干の減額の余儀なきに至つたのでありますが、之れは本町の基準需用額に対する収入を算定控除して交付されるという観点から納付金交付金の収入を算定計算したので万止むを得ないものと存ずるのであります。

公営企業及財産収入は所謂基本財産積立金の利子収入が主なるものであります。

分担金負担金の内主なるものは児童保護費七十九万三千円失対事業負担金四十万円であります。

使用料及手数料の重なる収入は住宅使用料の百四十一万円であります。

国庫支出金県支出金は国の委託事務、或いは補助事業に基く補助金であります。

寄附金については新駅設置に伴う地方寄附金収入を見込んだのであります。

財産繰入金は合併財産の繰入金であり、繰越金は百万円とし雑収入百八万六千円を見込み、歳入合計八千三百二十八万五千円で歳入歳出同額であります。

即ち、歳出入全般を要約して申しますならば、本年度は財政の健全化を固く期したので、或いは緊縮予算となり事業的には新味が乏しいかも知れませんが、合併後幾多要望せられたる施設事業の実績に鑑み、将来大いに町政の伸展を企図する為に先づ尺蠖の屈するが如くある限度忍ぶべきは忍びやがて飛躍する基礎を作ることこそ町政に忠実なる所以でありその意味に於ける積極政策と信じますので本年度予算編成について十分の御理解、御協賛を願いたいのであります。

以上簡単ではありますが大綱の御説明を申上げます。

昭和32年度才入才出予算構成

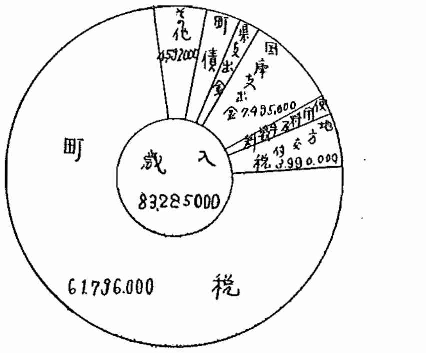

町債 2,100,000
県支出金 1,423,000
使用料及手数料 1,889,000

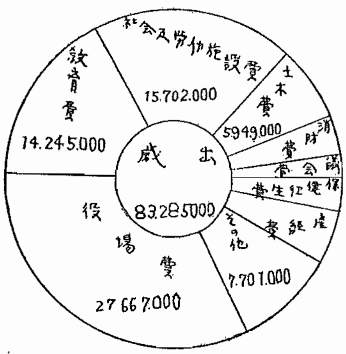

消防費 3,480,000
議会費 1,994,000
保健衛生費 2,133,000
産経費 4,414,000

昭和32年度才入才出予算（款別）

才入（單位 千円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 町税	61,796	58,409	3,297
2. 地方交付税	3,990	6,350	△ 2,360
3. 公営企業及財産収入	12	307	△ 295
4. 分担金及負担金	1,193	918	275
5. 使用料及手数料	1,889	1,656	233
6. 国庫支出金	7,495	7,114	381
7. 県支出金	1,423	1,182	241
8. 寄附金	301	661	△ 360
9. 繰入金	1,000	1,000	
10. 繰越金	1,000	1,500	△ 500
11. 雑収入	1,086	892	194
12. 町債	2,100	6,600	△ 4,500
合計	83,285	86,679	△ 3,394

才出（單位 千円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 議会費	1,994	2,100	△ 106
2. 役場費	27,667	24,621	3,046
3. 消防費	3,480	4,412	△ 932
4. 土木費	5,949	6,750	△ 801
5. 教育費	14,245	23,049	△ 8,804
6. 社会及労仂施設費	15,702	13,011	2,691
7. 保健衛生費	2,133	2,159	△ 26
8. 産業経済費	4,414	3,968	446
9. 財産費	364	364	
10. 統計調査費	167	140	27
11. 選挙費	373	750	△ 377
12. 公債費	2,853	2,129	724
13. 諸支出金費	3,132	2,626	506
14. 予備費	812	600	212
合計	83,285	86,679	△ 3,394

お詫び（訂正）

前号（才十九号）の一面下の建設審議會委員芳名中に議会選出渡辺重氏の氏名が洩れておりましたので追加訂正いたします。

″″″″″″″″多彩にくりひろげた
商工まつり

去る四月六日、七日の両日、一小講堂に町及び商工連合会主催の下に行われた商工まつりは、連日快晴に惠れて盛大に擧行された。

当日は、無料バスを運転して参観者に奉仕するかたわら、郷土出身芸能者を招いてその芸を披露し、講堂に設けられた仮店で、商品を展示即売し、生花展、写真コンクール等多彩な催しをして賑はつた。夜は我孫子駅前広場に演芸場を移して笑いのうちに商工まつりの幕がおりた。

才出経費調

経費別＼款	1 議会費	2 役場費	3 消防費	4 土木費	5 教育費	6 社会及び労働施設費	7 保健衛生費	8 産業経済費	9 財産費	10 統計調査費	11 選挙費	12 公債費	13 諸支出金	14 予備費	合計
消費的経費 1. 人件費	1,342	21,323	984	1,014	2,607	820	455	1,479		105	173		199		30,501
消費的経費 2. 物件費	426	2,414	487	582	4,732	306		559	128	62	200		2,421		12,317
消費的経費 3. その他	36	60	7	15	350	87			236				2		793
消費的経費 小計	1,804	23,797	1,478	1,611	7,689	1,213	455	2,038	364	167	373		2,622		43,611
投資的経費	190	3,870	2,002	4,338	6,556	14,489	1,678	2,376					210		35,709
公債費												2,853			2,853
繰出金													300		300
予備費														812	812
合計	1,994	27,867	3,480	5,949	14,245	15,702	2,133	4,414	364	167	373	2,853	3,132	812	83,285

人事

免産業課商工係長 命税務課徴収係長 主事 飯田政夫
免税務課徴収係長 命民生課保険係長 書記 石井光衛
免民生課衛生係長 命産業課商工係長 書記 平久保孝二
免産業課農務係長
命民生課衛生係長 書記 関根富五郎
命産業課農務係長 書記 古川勇
免出納室勤務 命総務課勤務 書記 滝口昭
免湖北支所勤務 命民生課勤務 書記 齊藤喜一
免出納室勤務 命民生課勤務 雇 染谷菊枝

議會報告

十六日間の慎重審議 昭和三十二年度予算など可決

去る三月十二日午前九時から役場会議室に招集した本町定例議会は会期十四日間で開会したが審議の都合で二日間の会期を延長したその経過及び審議議案は次の通りである。

一、会議の経過

十二日 本会議
十三日 休会
十四日〜十六日 本会議
十七日 休会
十八日〜十九日 本会議
二十日 文教厚生委員会
二十一日 産業委員会
二十二日 建設委員会
二十三日 総務委員会
二十四日 〃
二十五日 予算特別委員会
二十六日 休会
二十七日 本会議

二、審議の結果

議案才一号 公営住宅建設事業費起債額変更について 原案可欠
議案才二号 我孫子町立才一小学校不正常解消事業費起債額変更について 原案可決
議案才三号 昭和三十一年度我孫子町歳入歳出才七回追加更正予算 原案可決
議案才四号 昭和三十年度我孫子町歳入歳出決算認定について 原案可決
議案才五号 我孫子町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 原案可決
議案才六号 我孫子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 原案可決
議案才七号 基本財産の積立について 原案可決
議案才八号 予算内一時借入金について 原案可決
議案才九号 我孫子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 原案可決
議案才一〇号 我孫子町都市計画税の制定について 撤回
議案才一一号 我孫子町消防団条例の一部改正について 原案可決
議案才一二号 公営住宅建設事業費起債について 原案可決
議案才一三号 昭和三十二年度我孫子町特別会計我孫子公益質屋歳入歳出予算 原案可決
議案才一四号 昭和三十年度我孫子町特別会計都市計画事業歳入歳出決算認定について 原案可決
議案才一五号 昭和三十二年度我孫子町特別会計都市計畫歳入才出予算 原案可決
議案才一六号 昭和三十二年度我孫子町才入才出予算 原案可決
議案才一七号 我孫子町議会会議規則の一部改正について 原案可決
議案才一八号 我孫子町立湖北小学校腐朽校舎改築事業の一部繰越について 原案可決

水爆実験反対の決議
クリスマス島において英国政府が実施する水爆実験に対して断乎反対する旨を本町議会において決議、英国政府及び関係団体へこの決議書を送付した。

抽せんできまった 町営住宅入居者

去る四月二十七日午後〇時三十分から昭和三十一年度建設町営住宅入居者の抽せんが役場会議室で行われた。
その結果左記の方々が入居することにきまった。

一、才一種住宅(城山)
染谷 正利
渡辺 恒次
小礒 欽吉
中谷 五助
鈴木 一男
森 秀夫
渡辺 一郎
上田 澄男
太幡 幸夫
小熊 松蔵
原部 信芳
笠川 吉郎
羽石 三木
菊地 貞吉

二、才二種住宅(根古屋)
松宮 勇
五十嵐 毅
岩鬼 信夫
芦田 清一
奥沢 昌太郎
外山 準四郎
古谷 謙二
根本 栄
羽須 春子
椎名 しず江
岡田 清次
篠崎 節
上原 不二太

十才になった憲法 示された三つの精神

五月三日は〃憲法記念日〃で、この日を中心に〃憲法週間〃が全国的に催されます。いうまでもなく憲法は、わたくしたち国民の歩むべき大きな道を示した最高の法律でありこの憲法に盛られた精神をくんで実行するのは政府でも、国会でもなく、わたくしたち国民一人一人がそれぞれの責任によって実行する法律であります。

憲法には三つの大きな事柄が盛りこまれています。その一つは〃主権在民〃つまり、わが国の主権者は国民自身であること。次は、〃戦争放棄〃つまりわが国の力を外国に示す方法として戦争の手段は絶対に行わないということ。三番目は〃基本的人権の尊重〃つまり、わたくしたちが幸福に生活できる人としての権利は社会福祉に反しない限り必ず守られる。ということです。

このことは明治憲法と呼ばれていた戦前の憲法にはなく、かえっていまの憲法の精神とは反対のことがきめられていました。しかし、日本は才二次世界大戦後、新らしく民主々義国家として生れ変ったのです。新しい考えで誕生した国には新しい思想「考え方」を盛った憲法が必要でこれが今から十年前に実現した訳です。

わたくしたちはこの憲法に誇りをもつと同時に憲法に盛られた精神を身につけ、ますます立派な国を造り上げていきたいものです。

はかる單位はメートル法で 〜三十四年から統一〜

ふつう用いられている単位にはメートル法、尺貫法、ヤードポンド法など幾通りもあります。

例えば、物を買うにしても米はキログラム、パンは斤、野菜や肉は匁、酒は升というようにまちまちになっています。また裁縫をするにしても鯨尺、インチ、メートル、普通の尺などがあります。

このように一つのものをはかるにしても数多い単位が入りみだれてしまっていますが、自分の知らない単位の場合には、知っている単位に換算しないと、どのくらいかわからないというようなことをよく経験し、その度ごとに不便を感じている人は多いと思います。

この不便さをなくすためこんどメートル法に統一されることになりました。

今年四月一日からは各官公署などではすべて単位はメートル法で示すことになっています(建築関係を除く)

三十四年からは、官公署に限らず、一般でもメートル法に統一されることになっていますので、今のうちから単位はメートル法になれるように切りかわってもまごつかないよう準備しておきましょう。

これからは傳染病の季節 乳幼児には特に注意を！

春から夏にかけて陽気が暖かくなるとともに、いろいろの伝染病がはやってきます。中でも乳幼児は病気に対する抵抗力が弱いので、ちよっと油断すると病菌におかされやすく感染してしまいます。

乳幼児をおかす伝染病の主なるものには、百日咳、ハシカ、ジフテリア、赤痢(せきり)猩紅熱(しようこうねつ)えきりなどの急性伝染病や結核があります。

百日咳の予防には、生後三ケ月たつと、ワクチン注射をすることが法律できめられていますから、その時期には必ず予防注射を受けさせることが大切です。

また周囲に百日咳にかかった人がいたら早く隔離してそばへ寄せないことが必要です。

ハシカは年によって多発する年とそうでない年があります。今年は多い年に当っています。生後六ケ月位まではお母さんの体についていたメン疫体をもらって生れてきているのでハシカにかかることは少いのですが、それ以後になるとメン疫体もなくなりかゝりやすくなります。ハシカが伝染する時期にはなるべく外に出さないようにし、血清注射やグロブリン注射などをすることも大切です。

ジフテリアの予防は法律で予防注射をするようにきめられていますから、生後六ケ月になったら必ず注射しておく必要があります。又乳幼児でジフテリア患者に接したような場合にはメン疫血清を注射することもよい方法です。

赤痢、えきりという病気は伝染病のなかで一番多く注意すべきものです。特に飲食物に気をつけおなかなどを冷さないようにしなくてはなりません。乳幼児がかかると死ぬ率が非常に高い病気です。

またハシカや百日咳にかかったためにかくれていた結核がでてきたりしますからこれにも注意が必要です。いづれにしても乳幼児は栄養に気をつけて常に抵抗性を強くしておくことが大切です。

増える交通事故 とくに子供達へ注意を！

戦後うなぎ昇りに増えて来た自動車の数に比例してふえて交通事故も目立ってふえています。昨年本県で発生した交通事故は、二、五七一件もありました。このうち、死者は一六五名、負傷者は二、四〇六名となっています。これらの交通事故の原因はいずれも運転者、歩行者、お互の不注意から起っています。まず才一に運転者は、①スピードの出し過ぎ、②無理な追い越し、③酒を飲んでの運転、④居眠り運転、などが多くなっています。とくにこの季節には酒を飲む人が多いので事故は昨年中で約二百件にも及んでいます。

才二に歩行者は道路を歩くとき必ず対面交通を守り、信号をよく見るようにします。あわてゝ歩道に飛び出すことは一番危険です。

また幼児は成長につれて動作も活発になり戸外で遊ぶ機会が多くなって來るので路上で遊んでいたゝめに事故に会うようなことが多くあります。そしてからだも小さく抵抗力も弱いためその被害が大きくなってしまいますから母親は子供達から目を放さないよう特別の注意がかんじんです。

無料企業診断 あなたの工場や商店は病氣にかゝっていませんか？

人間の身体は脳、心臓、肺、胃、腸、その他いろいろの機能があってこれらがそれぞれ有機的、総合的に活動してその健康を保っています。もしこれらの中どれか一つでも故障が生じると体は平均を失って病気になり痛んだり熱が出たりします。

工場や商店等の企業も人間の身体と同様で、いろいろな活動部門、例えば生産販売、仕入、経理、店舗等の各部門がそれぞれ有機的総合的に活動して運営されているのですがこの中の一つでも故障や欠陥(無理と無駄)があると企業活動は円滑に遂行できません。つまりその企業は病気にかかっているわけです。そして利益が下ったり上る筈の利益がいっこうに上らなかったり赤字になったりします。

人間ならばこの場合医者に診断してもらって病状に適応する治療を受けるわけですが若しあなたの企業に病気があったり、心配のある場合は医者に相当する中小企業診断員と称する人達がいて「科学的経理管理法」と呼ぶいわば、企業経営のための医学によってあなたの企業の病気の治療を行っていますので手おくれにならぬうちに進んで企業診断を受けられることをおすすめします。

◎企業診断のやり方
診断は診断員が二〜三人直接現場に出向き経営の各部門ごとに調査分析して行いますが所要日数は工業及び商業とも大体一企業[illegible]です。但し商業の店舗だけの外部診断は一日五〜八軒位ですので五店以上まとまるか商店街として申込みされると好都合です。

申込先 役場内産業課
申込方法別に申込用紙がありますが口頭でも結構です。
費用 無料

▲診断の際の注意
○予め診断を求める事項問題点及びそれ等の関係ある資料を用意しておいて下さい。

× × ×
× × ×

野鳥は大自然の保護者 五月十日から愛鳥週間

戦争中の乱伐がたゝって、わが国の森林資源は段々に荒らされてきました。それにともなって野鳥のすみかもなくなり一時は、農村地帯でも野鳥の囀を聞くことが少ないほどでした。しかし毎年三月から四月に行われる国土緑化運動や、愛鳥週間を中心とする野鳥の保護が行われ、最近は都会の庭先でも野鳥の美しいさえずりを聞くことができるようになってきました。

野鳥がいないということは単に風流人のたのしみが少なくなるだけでなく農作物を荒らす害虫が増加して収穫に大きな影響を与えることになります。こうした自然の森林保護者である野鳥の働きについて人々の認識を高め、各地で行われる愛鳥の行事を通じて野鳥を保護しようとするのが、〃愛鳥週間〃です。

今年も例年のように五月十日から一週間全県下で愛鳥運動がくりひろげられますが、県では、各農林事務所を通じて愛鳥思想の普及を図るほかポスターを県下に配布して今年の愛鳥週間にいろどりをそえることになっています。

＝春の防犯心得＝ 空巣・スリ・押売が増加

花の季節に入ると急に犯罪が増加してくるのが毎年の例となっております。そこで県警察本部では四月一日から三十日までを春季防犯月間とし、積極的な防犯運動を展開いたします。

この季節は気分的にも陽気にうわつくため犯罪にねらわれやすくなります。そのため次のことに気をつけてみましょう。

まずわずかな間でも家をあける場合には出入口や窓の戸締を十分たしかめ、隣近所に留守を頼み、外部から一見して留守であることがわからないようにすることが大切です。犯人の狙う時刻も午後二時から四時頃、または夕刻にかけて多くなっていますから、この時間はふだん使用する錠前のほかに釘などを利用して目立たないように差込錠を入れておくことも侵入を防ぎます。次にスリの予防としては、外出の際はできるだけ不用の金品を携帯しないようにすることが才一です。また駅や店先などで、金銭の出し入れをするとき他人から財布などの中味をのぞかれたり、しまい場所を見られないよう十分注意しないとつけねらわれます。

最後に比較的農村に多い押売りの予防には、あらかじめ隣近所と相談しておし返すようにすると寄りつかなくなります。最近の押売りは悪質化の傾向さえうかがわれますので、心の隙を見せないようにしおそれることなくきっぱり断ることが必要です。

国保サービス機関 本縣の保養施設

健康保険の被保険者に対する保険的サービスは、元来被保険者の保険事故発生の場合、それぞれ所定の保険給付を行うことにあるわけです。更に一歩を進めて被保険者の傷病を予防し、健康保持を増進するため積極的に保健施設を設置運営することは現行の保険制度でも認められているところであり、また制度の運営の上からも、それに対する予算的措置の必要性が義務付られている現状です。

現に被保険者の休養に、あるいは家族づれのリクリエーションとしてのこれら施設の利用ぶりからみて、まことに保健施設の推進状況は目ざましいものがあります。さて、次に本県におけるこの保健施設の現状を少しのぞいてみよう。

本県には被保険者サービス機関としてのいわゆる保養所は君津郡富津町の富津汐見荘と千葉市稲毛町の稲毛保健荘の二つがあります。この二つの施設はいづれも設置場所が風光明眉の海浜附近に所在している関係からこれが利用者層もその範囲が極めて広く、病後あるいは過労による保養、休養を旨とするものから一般職場のレクリエーションにあるいは又家族づれの慰安等多岐に亘っている状態です。このことは一時の保養により心身をいやし明日への活力蓄積ともなりますが、その根底に横わるものは何といっても、これら施設本来の使命である被保険者個人の福祉増進に寄与しようとするもので、その意義は極めて尊重されなければならないものでしょう。今後ますます、これら施設の利用者は増大すると思われますが、県としても国民健康保険のサービス機関としての効果を最大限に発揮するためいよいよこれら施設の発展を願うものです。